

## 下請取引の適正化について

平成30年11月27日

公正取引委員会

我が国における中小企業の業況は、緩やかな改善基調の中にも一服感がみられ、原材料価格の上昇や人手不足への懸念等、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、これから年末にかけての金融繁忙期に下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念される。

このため、

ア 親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要であり、下請事業者と十分な協議を行い適切な対価の決定を行う、事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うなど、下請取引の適正化に努めていただきたいこと

イ 政府を挙げて働き方改革を推進しているところ、例えば、極端な短納期発注等は、取引先における長時間労働等につながる場合があり、下請代金支払遅延等防止法等の違反の背景にもなり得るため、特に留意していただきたいこと

ウ 災害等の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることにより、取引のある経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に悪影響を与えることのないよう、適切に対処していただきたいこと

エ 消費税率の引上げが予定されているところ、減額や買ったたき等による消費税の転嫁拒否等の行為が生じないよう適切な措置を講じていただきたいこと

等について、本日、下記の子親事業者及び関係事業者団体に対し、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書（別添1及び別添2）をもって要請した。

### 記

1 親事業者	約 210,000社
2 関係事業者団体	約 1,000団体

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話 03-3581-3375（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>